

「大学改革推進等補助金（審査・評価等経費）知識集約型社会を支える人材育成事業の 審査・評価等業務」に関する企画公募について

1. 事業の目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」（以下「本事業」と言う。）は、Society5.0時代等に向け、我が国の大学において、特定の専門分野に焦点を当てた学修にとどまるのではなく、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施する大学の取組を支援することで、知識集約型社会を支える人材育成を推進することを目的としている。

本事業の実施にあたり、国公立大学を通じ、公平・公正な観点から競争的に採択し、また、効果的に実施していくため、本事業補助期間及び補助期間終了年度の翌年度にわたり、その実施に必要な選定業務、評価業務及び管理業務を実施する機関への補助を行う。

2. 業務の概要

(1) 業務の対象

- ①営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人又は独立行政法人を対象とする。
- ②予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③定款、寄附行為、個別法など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、国が行う助成に係る審査・評価業務が規定されていること。
- ④業務開始から評価等終了までの間、審査・評価等業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であること。

(2) 業務の内容

本事業に関して、以下のとおり①選定業務、②評価業務、③管理業務及び業務に係る経費執行手続きを行い、いずれの業務においても必要に応じ、文部科学省へ報告を行うものとする。

なお、文部科学省担当者との協議により業務を追加する場合がある。

①選定業務

審査方法等の検討、応募書類の整理や選定委員等との連絡調整など、選定に係る事務手続きを行うとともに、選定委員会の設置・運営を行う。

令和2年度は、文部科学省と相談の上、本事業の選定委員会の設置を速やかに行うとともに、選定に必要な諸手続きを行い、全ての大学の申請の中から支援すべき優れた取組を選定し、文部科学省へ報告する。なお、令和3年度以降も本事業の新規採択を行う予算が計上された場合は、公募・選定業務を行う。

- ・選定委員の選任、委嘱
- ・選定委員会の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・書面審査、面接審査の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・選定大学及び不採択大学等への結果通知に関わる作業
- ・選定に関わる資料（委員会資料、事業パンフレット等）の作成
- ・文部科学省との連絡・調整
- ・経費執行の手続き

②評価業務

本事業に採択する全ての取組の事業進捗状況等について、毎年度フォローアップを実施する。また、中間評価及び事後評価を実施する。このため、評価内容の検討、評価の実施、評価書類の整理や評価委員等との連絡調整など、評価に係る事務手続きを行うとともに、評価委員会（必要に応じ作業部会）の設置・運営を行う。

- ・評価委員の選任、委嘱
- ・評価委員会の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・書面審査、面接審査の運営、実施及びそれに関わる作業
- ・大学等への結果通知に関わる作業
- ・評価に関わる資料（委員会資料、事業パンフレット等）の作成
- ・文部科学省との連絡、調整
- ・経費執行の手続き

③管理業務

本事業全体の進捗状況を管理するとともに、本事業における取組内容及び成果の広報・普及発信を行う。

- ・各取組のフォローアップ、進捗状況管理に関わる作業
- ・成果の公表、普及発信に関わる作業

3. 補助金基準額

選定された場合は、補助事業者に対して「大学改革推進等補助金」により、以下の予算の範囲内で文部科学省から補助金を交付する。

56,400 千円以内（初年度、年間）

（※本業務で必要となる全ての経費を含む）

4. 業務実施期間

本事業補助期間及び補助期間終了年度の翌年度末まで（ただし、令和2年度の予算成立を前提とする。）

5. 企画書の作成等

（1）企画書に盛り込む内容

①選定業務の概要

- ・選定委員会の構成案

- ・選定委員会の開催計画
- ・書面審査、面接審査の方法（審査の基準や観点の設定を含む）
- ・選定スケジュール案
- ・選定委員会、審査業務を確実に実施するための管理体制
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）
（実績について、クライアントや第三者による評価があると望ましい）

②評価業務の概要

- ・評価委員会の構成案
- ・評価委員会の開催計画
- ・評価方法（評価の基準や観点の設定を含む）
- ・評価スケジュール案
- ・評価委員会、評価業務を確実に実施するための管理体制
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）
（実績について、クライアントや第三者による評価があると望ましい）

③管理業務の概要

- ・進捗状況管理のスケジュール案
- ・進捗状況管理の方法及び体制
- ・取組成果の広報、普及発信の方法

④業務を確実に遂行するための管理体制

⑤業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制）

⑥業務に係る経費内訳

(2) 留意事項

- ・提出する企画書は1点（分量は20ページ以内、様式は指定）とする。
- ・提出された企画書等は企画選定以外の目的に使用しない。
- ・選定の可否を問わず、企画書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ・各業務に関しては特に以下の点を踏まえること。
 - ①大学教育に精通していること。
 - ②大学教育に精通した有識者によって構成される選定委員会（プログラムの選定を実施）及び評価委員会（プログラムの評価を実施）を速やかに設置可能であること。
 - ③国が実施する大学教育改革のための取組に精通していること。
 - ④文部科学省との連絡調整・面談、審査・評価対象機関からの問合せ対応が常時可能な体制を有していること。なお、文部科学省庁舎から1時間程度以内の場所に常設の事務所を保有（借上げを含む。）していることが望ましい。
 - ⑤国公立大学の大学へ支出する競争的な補助金の選定・評価業務を行った実績があることが望ましい。
 - ⑥選定委員会

- ・委員会は、産業界、大学関係者、有識者等、様々な立場の関係者によって構成すること。
- ・企画書には、委員会の構成案を明記すること。
- ・年間を通じた開催計画を立案すること。

⑦評価委員会

- ・委員会は、産業界、大学関係者、有識者等、様々な立場の関係者によって構成すること。
- ・企画書には、委員会の構成案を明記すること。
- ・補助期間終了年度の翌年度末までの開催計画を立案すること。

⑧進捗状況管理

- ・採択後の取組の進捗状況の把握（現地調査等）、評価、指導等の取組を行うこと。
- ・進捗状況管理に関する補助期間終了年度の翌年度末までの計画を立案すること。

⑨広報・普及発信

- ・本事業の情報を広報、普及発信する体制を構築すること。
- ・ホームページなど多様な媒体を使用すること。

6. 選定方法等

「大学改革推進等補助金（審査・評価等経費）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務」審査要項に基づき、補助事業者（1件）を選定する。なお、企画書等に関するヒアリングは実施しない。

7. 提出期間及び提出場所

本業務の対象となる公益法人、独立行政法人の長から企画書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年3月4日（水）～令和2年3月18日（水）【正午必着】

(2) 提出方法

企画書等をPDF形式のファイルに変換し、上記（1）の期間内に電子メールにて kaikakushien@mext.go.jp 宛てに提出すること（公印不要）。なお、郵送・持参・FAXによる企画書等の提出は受け付けないが、電子メールでの提出が困難な場合には、下記担当へ相談すること。

なお、必要に応じて、提出したファイルについて再提出を求める場合があるため、各機関において必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

- ・送信メールの件名は、「【企画書提出】（機関名）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務」とすること。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信すること。

- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計 10MB 未満とすること。なお、容量を超える場合は、分割して送信すること。分割して送信する場合は、次の例のとおりメールの件名に番号を付すること。

例：3つに分割する場合のメールの件名は、「1 / 3【企画書提出】（機関名）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務」、「2 / 3【企画書提出】（機関名）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務」、「3 / 3【企画書提出】（機関名）知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務」とすること。

- ・電子メールによる企画書等の到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して電子メールで返信すること。電子メールによる企画書等提出から 2 営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐに下記担当へ電話すること。

(5) その他

本公募に関する説明会は行わない。本業務の内容に関する質問等については、下記担当まで問い合わせること。

8. 選定結果の通知

選定結果については、企画書等を提出した者に対して通知する。

9. 業務の実施

選定された補助事業者は、文部科学省担当者と協議しつつ、本業務を実施することとし、本業務の実施に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱及び取扱要領に基づくこととする。

<本件担当>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

文部科学省高等教育局大学振興課

大学改革推進室改革支援係

安藤、辻、山田

TEL : 03-5253-4111 (代) (内線 3319)

FAX : 03-6734-3387

Mail : kaikakushien@mext.go.jp